○外務省告示第二百八十四号

平成二十三年八月二日に東京で、国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月十七日

外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十二億七千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　松本剛明外務大臣

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

○外務省告示第二百八十五号

平成二十三年八月二日に東京で、ビエンチャン国際空港拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月十七日

外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　ビエンチャン国際空港拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億三千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　松本剛明外務大臣

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十三年八月十七日

外務大臣　松本　剛明

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字東上一四六三・一四七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県みやま市瀬高町小田字東谷又二四七〇の九から二四七〇の二四まで、二四七〇の二八、二四七〇の二九、二四七〇の三五から二四七〇の三九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字麻畠一七三五三の三、一七三六五の五、一七三六六の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字柿原七九五の一七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡東区大谷二丁目八一七の四、八一七の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町二名乙一八三七の六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川上一一五二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市高尾野町江内字横浜五九四七の五（次の図に示す部分に限る。）、五九四八の四、五九四九の四（次の図に示す部分に限る。）、五九四九の一八、五九四九の一九、五九五三の三から五九五三の六まで、字雨掛七四一三の一二、七四一三の一四、七四一三の八六（国有林）、字桂ヶ平七四六二の四四、七四六二の四五、七四六二の五八、七四六二の五九、七四六三の二、七四六四の二、高尾野町大久保字内木場五六五〇の一一、五六五一、字川頭六六六一の七から六六六一の一一まで、六六七一、字根切六七〇〇の一、高尾野町柴引字後田四一〇七の四、字中之屋敷四一一〇の四、字日添四三四七の八、四三六七の六、野田町上名字大川内四五七六の二、字特手四七二〇、字白谷五二八四の三、五二八五の二、五二八五の一三から五二八五の一五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字湯川内五〇〇一の三、五〇一三の二・上鯖渕字野附四九六六・荘字下ノ口三六六一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、高尾野町江内字戸田二七三六の六、高尾野町大久保字陳之平三七二五の二、字平木場五七六九の二、五七六九の五〇、五七六九の五一、五七七〇の一、高尾野町柴引字大谷三八二一、三八二三の二、三八二三の四、高尾野町下高尾野字上石坂三〇九八の二、三〇九九、野田町上名字小野之段二九五九の六一、字岩下四〇二〇の七、字特手四七二八の一、四七二八の二、四七三〇、字梅ヶ谷五二五三の四、五二五五、五二五六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）